

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## 当ファンドに係るリスク・手数料等について

当ファンドに係るリスクについて、詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について、詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「費用・税金」をご覧ください。

ただし、手数料・費用等の合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

当ファンドの販売等にあたり、当社が実施するキャッシュバックキャンペーン等によりお客様の口座に当社から入金された金額については、特定口座における源泉徴収の対象とはなりません。また、入金額によっては、総所得金額に対する確定申告が必要になる場合がございますが、確定申告の要否や税率等は、お客様により異なりますので表示することができません。

## 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座、又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

## 募集の取扱い及び販売等の終了の事由

当ファンドの償還および当社の販売停止により募集の取扱を終了することがあります。

(商号等)	フィデリティ証券株式会社	(加入協会)	日本証券業協会
(登録番号)	関東財務局長（金商）第152号	(主な事業)	金融商品取引業
(本店所在地)	東京都港区六本木七丁目7番7号	(資本金)	81億5,750万円（平成29年3月16日現在）
		(設立年月)	平成12年7月

上記に関するお問合せは、フィデリティ証券カスタマー・サービスまでご連絡ください。0120-405-606（月～金8:30～18:00）

苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等について

フィデリティ証券は、金融庁から指定紛争解決機関としての指定を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を利用することにより、金融商品取引業等業務に関する苦情・紛争の解決を図っております。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの苦情の申出およびあっせんの申立てについて、公正中立な立場から処理を図ります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）  
電話：0120-64-5005 ホームページ：<http://www.finmac.or.jp/>